

◎利用できる主な資金の種類（主な資金について掲載しています。その他の資金についてはお問い合わせ先でご確認ください。）

資金名	利用いただける方	金利 ※1	償還期間 〔うち据置期間〕 年（以内） ※2	融資率 （以内） ※3	融資条件 ①限度額 ②担保等 ③償還方法	融資機関 【お問い合わせ先】	資金使途（代表的なもの）※4																	
							農地		施設 機械	農畜産物	農産物の 加工流通	長期運転資金 （安定化資金は除く）			負債 整理・ 経営再 建	災害等への対応								
							取得	造成 改良	改良 ・ 造成 ・ 取得	育果 成樹 ・ 花き の 植栽 ・	家畜 の 購入 ・ 育成	取 得 設 の 改 良 ・ 造 成 ・	品 種 転 換	無 形 固 定 資 産 ・ 繰 延		農 薬 費 其 他	設 被 害 に よ る 基 盤 ・ 施	災 害 に よ る 借 入 に よ る 基 盤 ・ 施	災 害 に よ る 借 入 に よ る 借 入 に よ る 借 入 に よ る 借 入	災 害 に よ る 借 入 に よ る 借 入 に よ る 借 入				
農業近代化資金	認定農業者	0.16～0.30%	15年以内〔7年以内〕	100%	①個人 1,800万円 法人 2億円 ②基金協会保証 ※6 ③年1～2回元金均等償還	農協		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	農業者・認定新規就農者 農業参入法人・任意団体	0.30%	15年以内〔3年以内〕	80%																				
スーパーL資金 （農業経営基盤強化資金）	認定農業者	0.16～0.30% ※5	25年以内〔10年以内〕	100%	①個人3億円、法人 10億円 ②物的担保又は連帯保証人 ③年1～12回元金又は元利均等償還	（株）日本政策金融公庫 又は取扱金融機関	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○				
経営体育成強化資金	農業者・認定新規就農者 農業参入法人	0.30%	25年以内〔3年以内〕	80%	①個人1.5億円 法人 5億円 ②物的担保又は連帯保証人 ③年1～12回元金又は元利均等償還		○	○	○	○	○	○								○	△			
農業改良資金 （新たな取組みに限定）	特例法の認定を受けた農業者等 ※7	無利子	10年又は12年以内 〔3年又は5年以内〕	100%	①個人 5,000万円 法人 1.5億円 ②物的担保又は連帯保証人 ③年1～12回元金均等償還					○	○	○	○	○	○	○								
農林漁業セーフティネット資金	認定農業者（簿記記帳不要） 農業者（所得要件のみ合致） 認定新規就農者	0.16～0.18%	10年以内〔3年以内〕	—	①600万円 ②物的担保又は連帯保証人 ③年1～12回元金又は元利均等償還																△	△	△	△
青年等就農資金	認定新規就農者	無利子	17年以内〔5年以内〕	100%	①3,700万円（特認1億円有り） ②実質無担保・無保証人 ③年1～12回元金均等償還			○	○	○	○	○						△	○					
大阪版被災農業者無利子融資事業 （受付期間：令和2年3月末まで）	平成30年台風21号による被害を受け、 「り災証明書」又は「被災証明書」 を交付されている大阪府内の認定 農業者、主業農業者、認定新規就農者 等	無利子	10年以内〔3年以内〕	100%	①個人、法人とも 1,800万円 ②基金協会保証 ※6 ③年1～2回元金均等償還	農協																○	○	

【お問い合わせ先】

- 農業近代化資金
お近くの農業協同組合にお問い合わせください。
- スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農林漁業セーフティネット資金、青年等就農資金
日本政策金融公庫 大阪支店 農林水産事業
〒530-0057 大阪府北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビル8階
TEL 06-6131-0752
- 青年等就農資金
大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課 経営強化グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎22階
TEL 06-6210-9589
- 制度資金全般
大阪府 環境農林水産部 検査指導課 総務・金融グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎23階
TEL 06-6210-9546

- ※1 令和3年11月18日現在。金利情勢により変動します。最新の利率は、融資機関にお問い合わせください。
- ※2 資金使途により異なる場合があります。令和元年10月31日以前に貸付された青年等就農支援資金の償還期間は12年以内
- ※3 融資率とは、融資対象事業費総額のうち、融資で賄うことができる割合を指します。なお、補助金が交付される場合は、融資対象事業費総額から当該補助金の額を差引いた額が基準となります。
- ※4 ○は原則対象となっているもの、△は一部対象となっているものを示しています。
- ※5 実質的な人・農地プランに位置付けられた者（市町村が位置付ける見込みの者を含む）に限り、借入当初から5年間利子助成を受けることができ、現在の金利水準では実質無利子となります。
- ※6 各資金の借入額等により基金協会保証に加え物的担保・連帯保証人が必要です。
- ※7 特例法とは持続農業法、農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法及び六次産業化法となります。

農林漁業セーフティネット資金など、負債整理・経営再建のため利用される場合を除き、前向きな資金計画を有する方が対象となります。

【ご注意ください】

- 約定利息が低利または無利子であっても、返済期日に遅れると遅延利息が発生します。
- 制度資金は返済の他に所定の事業の実施が条件になっています。
- 契約に反すると認められた場合、違約金、即時償還等の不利な扱いを受けることがあります。
- 融資審査は返済能力などを総合的に考慮して判断いたします。
ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。